

## 幕別町廃棄物減量等推進審議会会議報告（議事録）

- 1 日 時 令和2年11月17日（火） 14時30分～15時45分
- 2 場 所 幕別町民会館 2階講堂
- 3 出席者 （委員）矢野義則、笹井守、加藤正則、加藤茂樹、菊池勇二、岩野英法、池田明子、千葉美由紀、相馬勝彦  
(13名中9名出席)  
(事務局) 細澤住民福祉部長、寺田防災環境課長、草野地域環境係長、千田主査、亀田地域振興課長、児玉住民生活係長、傳法主任、庄司建設管理係長、横山下水道係主査
- 欠席者 （委員）杉山月水、下山一志、沼口信昭、坂本浩美  
(13名中4名欠席)
- 4 審議内容 下記のとおり

14:30

事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。審議会の開催に先立ちまして、本年4月17日に委員の欠員が生じたことから、後任に札内清掃センター代表取締役菊池勇二さんを委員に委嘱することになりましたのでお知らせ致します。なお、任期につきましては、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第3項の規定により前任者の残任期間である令和3年3月31日までとなります。ここで委嘱状の交付を行います。菊池さんはその場でご起立願います。  
※町長が口の字の中に入り委嘱状を交付。

それでは只今より、令和2年度第1回幕別町廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

開催に先立ちまして、町長から会長に諮問書をお渡しします。恐れ入りますが会長は前の方をお願い致します。

飯田町長 （別紙諮問書を読み上げ会長に手渡す。）

事務局

ここで、町長におかれましては別の公務がありますので退席致します。それでは、ここで矢野会長よりご挨拶をいただきます。

矢野会長

本日は大変お忙しい時期の開催にもかかわらず、お集まりいただき誠にありがとうございます。先ほど、飯田町長より本審議会に諮問をいただきました。

廃棄物の減量化や資源化は、皆様方にとっても生活に直結する大きな問題であると認識しております。今後のごみ減量に向け、委員の皆様のご意見をよろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、ここからの進行は会長にお願ひ致します。

矢野会長

本日の審議会につきましては、「幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する規則」第3条、第2項の規定により、会長が議長となることになっておりますことから、私が務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、さっそく議事を進めさせていただきます。

はじめに、事務局より諸般の報告があります。

事務局

下山委員、杉山委員、坂本委員、沼口委員から、欠席される旨の連絡があましたので、ご報告いたします。

また、事務局について令和2年度に担当職員の異動がありましたのでそれぞれ自己紹介をさせていただきます。

住民福祉部長 細澤、防災環境課地域環境係長 草野、地域環境係主査 千田、忠類総合支所地域環境課長 亀田、地域振興課住民生活係長 児玉、住民生活係 傳法、忠類総合支所経済建設課建設管理係長 庄司、水道課下水道係 横山 以上です。

矢野会長

続きまして、次第の2、報告事項に入ります。報告第1号について事務局より説明をお願ひします。

事務局 はじめに、本日の資料の確認をお願ひします。

1. 議案

2. 資料1 忠類地域ごみ処理移行計画

3. 資料2 右上に資料2-1と書いてあるホチキス止め

4. 資料3 指定ごみ袋のレジ袋代用利用について

5. 資料4 右上に資料4-1と書いてあるホチキス止め

6. 資料5 第3期 幕別町生活排水処理基本計画（案）

（資料に基づき説明 報告1）

報告第1号 ごみ排出量の推移について

議案の3頁をお開き願ひします。

この表は、現在の第2期ごみ処理基本計画において、基準年度を平成28年度として、令和元年度から令和7年度のごみ排出量の目標と令和元年度の実績となっております。

表の上段の幕別地域にてご説明します。

まず、区分としましては、家庭からごみステーションに出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの「ごみステーション」に出されるごみの量を①の計画収集ごみ量、それに②の公区等で実施されている集団資源回収の量を合計したものを③計画収集ごみの発生量の合計としております。

また、事業者や個人が「くりりんセンター」へ自ら搬入又は許可業者に委託して搬入しているものを④の直接搬入ごみ量としております。

同様に表の中段の忠類地域は南十勝複合事務組合に搬入しており、幕別地域と忠類地域を合計したものを表の下段に分けて表示しております。

また、各数値の下に※原単位(げんたんい)とありますが、これは、それぞれのごみの量を計画収集人口で割り、1日1人当りのごみ発生量を示すものであります。

また、※資源リサイクル率とありますのは、Aの計画収集の資源ごみと、Cの集団資源回収の資源ごみの量を、Dの全体のごみの量で割り、資源リサイクル率を出しているものであります。

平成30年3月に策定しました、第2期ごみ処理基本計画において定めている令和7年度までの削減目標値と比率を、一番右側に記載しております。

この削減目標の比率は、基準年度である平成28年度の数値に対しての削減目標比率です。

では、令和元年度実績をご説明します。

幕別地域の計画収集ごみ量原単位で、目標 513gのところ 535gで、目標比 4.3%増 基準年度比は 1.9%増の実績です。

集団資源回収を含めた計画収集ごみ発生量原単位では、目標 596gのところ 613gで目標比 2.9%増 基準年度比は 0.7%増の実績です。

直接搬入ごみ量原単位で、目標 183gのところ 199gで、目標比 8.7%増 基準年度比は 7.6%増の実績です。

資源リサイクル率では、目標 38%のところ 37%で、目標比、基準年度比ともに 1.0%減の実績となります。

忠類地域では計画収集ごみ量原単位で、目標 545gのところ 491gで目標比 9.9%減 基準年度比は 10.4%減の実績です。

集団資源回収を含めた計画収集ごみ発生量原単位では、目標 601gのところ 541gで目標比 10.0%減 基準年度比は 10.1%減の実績です。

直接搬入ごみ量原単位で、目標 177gのところ 218gで目標比 23.2%増 基準年度比は 21.1%増の実績です。

資源リサイクル率では、目標 19%のところ 21%で目標比 2.0%増 基準年度比 3.0%増の実績です。

次に下段幕別地域と忠類地域の合計では、計画収集ごみ量原単位で、目標 514gのところ 532gで目標比 3.5%増 基準年度比は 0.9%増の実績です。

集団資源回収を含めた計画収集ごみ発生量原単位では、目標 596gのところ 608gで目標比 2.0%増 基準年度比は増減なしの実績です。

直接搬入ごみ量原単位で、目標 182gのところ 200gで目標比 9.9%増 基準年度比は 8.7%増の実績です。

資源リサイクル率では、目標 37%のところ 36%で目標比、基準年度比ともに 1.0%減の実績です。

総括しますと、幕別地域についての計画収集ごみ、直接搬入ごみともに目標値より増加しており、忠類地域では計画収集ごみは、目標値を下回りましたが、直接搬入ごみが23.2%と大きく増加しております。

増加要因としましては、新型コロナウイルス感染症によるものと考えられ、2月28日に北海道で発表した緊急事態宣言以降、外出抑制に伴い家庭からのごみの排出が増加したものが大きな要因と考えております。

これらの特殊要因による影響により、資源リサイクル率も減少側に転じておりますが、ごみの減量に係る啓発活動などの取り組みを今後も継続しつづける必要があると考えております。

以上で、報告第1号ごみ排出量の推移についての説明を終わります。

矢野会長

ただいま、事務局から報告第1号の説明がありました。これに関して皆さんからご質問等はございますか。

(質疑無し)

矢野会長 質問がなければ、次に進んでよろしいでしょうか。

続きまして、報告第2号について事務局より説明をお願いします。

(資料に基づき説明 報告2)

報告第2号 忠類地域ごみ処理移行計画についてご説明申し上げます。

時間の関係で要点のみの説明になります。

資料の1頁をお開きください。

幕別・札内地域はごみ処理を帯広市の「十勝圏複合事務組合」で処理していますが、忠類地域のごみ処理は、「1 沿革」の7行目に記載してあります、広尾町にある「南十勝環境衛生センター」で処理しています。

同センターは旧忠類村、大樹町、広尾町で構成する南十勝複合事務組合で運営しており、現在も忠類地域のごみ処理を行っています。

同センターは平成5年12月から稼働しており、ごみ焼却施設が老朽化したことから南十勝では、可燃ごみの処理を令和9年度から十勝圏複合事務組合に移行することとしました。8頁をお開きください。

町では、南十勝の方針を受け、検討した結果、町の全てのごみを1か所に集約することにより、ごみ処理に係る経費を大幅に削減できること、忠類地域と幕別地域のごみ分別区分や収集回数を統一することにより地域間の公平性が保てること等の理由から、令和4年4月から忠類地域の全てのごみ処理を十勝圏複合事務組合に移行することとしました。

ここで、現行の忠類地域と幕別地域のごみ分別区分等の違いについて、中段から下に記載してありますので説明します。

①ごみ分別区分については、ごみ処理施設の違いから忠類地域の不燃ごみは「燃やせない」と「燃えない」の2種類があり、また全体的に袋のデザインも幕別地域と違います。

②ごみ処理手数料については、幕別地域はどのサイズの袋も1リットル当たりの単価が3円となっていますが、忠類地域は袋のサイズ毎に単価が異なり、幕別地域と比べ全体的に低い金額に設定されています。

③ごみ収集回数については、忠類地域と幕別地域で表の下線を引いてる部分が違います。

④ごみ袋取扱手数料については、町がごみ袋を販売する小売店に支払う手数料になります。忠類地域が10%、幕別地域が5%プラス消費税となっています。

⑤大型ごみ回収方法、⑥大型ごみ処理手数料については、忠類地域と幕別地域で表に記載のとおり違いがあります。

⑦ごみの自己搬入について、ごみ処理施設の違いから忠類地域では無料となっています。

⑧施設の休館日についても、ごみ処理施設の違いから忠類地域では土曜日や祝日は休館ですが、幕別地域では土曜日、祝日も施設をあけています。

10頁をお開きください。

「2 ごみ分別区分、処理手数料等の統一」について、令和4年4月から忠類地域のごみ処理手数料を幕別地域の料金に統一します。また、ごみの収集回数についても、将来のごみ処理量の見込みを基に回数を設定します。

次に、「3 移行に伴う効果及び影響等」ということで、現行の幕別地域の取扱いに統一した場合の忠類地域のごみ処理に係る費用を算出しています。

ごみの処理を1か所に集約することにより、大幅なコストダウンが可能となります。金額の大きなものだけ説明しますと、表の2段目の「南十勝複合事務組合負担金」が3,200万の減、3段目の「十勝圏複合事務組合負担金」が530万の増、4段目の「ごみ収集・運搬委託料」が750万の増となり、合計で年間2千万円以上のごみ処理費用が減額になります。

次に13頁をお開きください。

効果及び影響になりますが、忠類地域の住民に直接影響があるものと、そうでないものを分けて記載してありますので、後ほどご確認願います。

最後に今後の予定になりますが、ごみの分別等の変更点について、来年9月に忠類地域の住民説明会を開催し、令和4年4月から十勝圏複合事務組合で共同処理を開始します。

報告第2号の説明については以上になります。

矢野会長 ただいま、事務局から報告第2号について説明がありました。

これに関して皆さんからご質問等はございますか。

(質疑無し)

矢野会長 質問がなければ、次に報告第3号について事務局より説明をお願いします。

(資料に基づき説明 報告3)

続きまして、「報告第3号 十勝圏複合事務組合の新中間処理施設整備について」説明をいたします。議案の4頁をお開き願います。

中間処理施設となるくりりんセンターの更新に至る経緯について、前回は説明いたしましたが、簡単にもう一度ご説明致します。

くりりんセンターは、平成8年10月から供用しており、現在において25年が経過しております。

この間稼動15年目の平成23年度から平成27年度の期間において、施設延命化に向けた基幹的改良工事を実施しており、稼動から30年目である令和7年度までの延命化を行ったところであります。

施設の稼動期間については、一般的に安全運転が可能な目安として稼動年数を30年としており、延命化措置を講じた場合についても35年程度が建替えの目安とされております。

このことから、組合においては平成28年度に「くりりんセンターの施設機能診断」を実施し、施設の再延命化と施設更新の両面からライフサイクルコストや施設機能の安全性・安定性を総合的に検討しており、結果、新たな機能を備えた新施設において「ごみ処理」を行う方針を決定したところであります。

新施設の整備にあたっては、国の循環型社会形成推進交付金の活用や地域環境の関係から、各種構想や計画策定、調査業務が必要となっております。

このことから、昨年度に17市町村の共同処理施設としての新中間処理施設基本構想原案を作成しパブリックコメントと住民説明会を6会場で実施し住民の皆さんから、帯広市のハザードマップの改定に伴う施設建設位置などについてご意見が寄せられたところであります。

また、新たに士幌町と上士幌町が令和9年度から組合に加入し共同処理に参加することとなったことから、組合としては新たな枠組みで施設規模を見直し、加えて帯広市のハザードマップの改定に伴う影響調査を実施し、19市町村の共同処理施設として新中間処理施設基本構想原案の見直しが終わったところであります。

現時点において、新施設の稼動については令和9年度を予定しております。

それでは簡単に、ハザードマップ改定に伴う治水調査の結果についてご説明します。資料2-1をご覧ください。右側の(2)中島地区の治水調査結果についてご説明します。新中間処理施設の建設位置については、帯広市の中島地区に位置しており、昨年度に帯広市が想定最大規模の降雨に対応するハザードマップに改定されたところであります。

①中島地区の治水等の調査結果については、河川管理者である帯広開発建設部の浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域図による調査と十勝川に関する有識者からの聞き取り調査を実施しております。つぎの頁のカラーの資料をご覧ください。

建設候補地のA～Fまでが縦軸にそれぞれ区分されており、想定浸水深については中段に示されておりますがA地区で0～2.3m程度、下流側のF地区、表の一番右では3.8～6.3mの浸水深となっており、十勝川の下流に行くほど浸水深が深くなっております。地図が2段で表示されておりますが、下段の図面をご覧ください。

堤防に沿って赤色に塗られているエリアが家屋倒壊等氾濫想定区域であり、図面右側に家屋倒壊等氾濫想定区域の説明図がありますが、氾濫流とは、氾濫した洪水の流速が早く、木造家屋が倒壊する恐れのある区域で、河岸浸食とは洪水の際に河岸が削られて、家屋が倒壊する恐れのある区域であり、堤防沿いの赤く塗りつぶしているエリアがこれらの区域となっております。

前の頁にお戻りください。②の有識者の意見として上から3つめに浸水については盛り土等の対策を行えば影響は少ないと言う意見に加え、4つめに家屋倒壊等氾濫想定区域については、建築物を建設すべきではない。とされ最後5つめに、家屋倒壊等氾濫想定区域を含まない建設予定地を建設地とするのが適当であると意見をいただいたところであります。

③新中間処理施設の浸水対策の考え方としまして1つめに国等の指針やマニュアルに示された項目を遵守し、盛り土による嵩上げやRC構造による防水対策などを施し、2つ目で、C地区以外は家屋倒壊等氾濫想定区域が含まれていることから施設の建設を行うべきではないとまとめられております。

次に資料2-2をご覧ください。新中間処理施設整備基本構想についてまとめたものでございます。

2. ごみ処理の基本条件の設定でございます。

昨年度人口ビジョンの見直しを行った市町村もあり17市町村のごみ排出量の推計値を再積算し、加えて新たに土幌町と上土幌町のごみの排出量が増となり、前回計画の施設規模286t/日から290t/日に4t/日に増加し、大型・不燃ごみ処理施設の施設規模46t/日に変更はありませんでした。

3. ごみ処理方式の検討については、5つの処理方式から①安定性・安全性②経済性③環境性の3つの視点から評価しストーリー方式と選定したところであります。

次の頁をお開きください。

5. 建設候補地につきましては、先ほどの調査の結果C地区を候補地としております。

右の頁の7. 事業計画についてです

(1)概算事業費については、税抜きで約285億円から約290億円に約5億円事業費が増額となっております。

(2)事業工程は、当初の工程どおり令和9年度の供用開始を目指し事業を進めるものであります。

議案書4頁にお戻りください。

今後の予定ですが、施設整備基本構想（原案）についてのパブリックコメントと説明会を実施いたします。

パブリックコメントについての期間は12月7日～令和3年1月6日まで、資料閲覧場所は、十勝圏複合事務組合のほか、役場3施設とホームページで公開します。

5頁をお開きください。住民説明会の日程となっております。

来月の12日土曜日19時から幕別町民会館で、忠類地域にお住まいの方は20日日曜日に更別村社会福祉センターで開催を予定しております。

いずれも感染症対策を行うため、参加にあたっては事前申込が必要となっております。報告第3号は以上であります。

矢野会長 ただいま、事務局から報告第3号についての説明がありました。これに関して皆さんからご質問等はございますか。

(質疑なし)

矢野会長 質問がなければ、次に報告第4号について事務局より説明をお願いします。(資料に基づき説明 報告4)

報告第4号 「小型電子・電気機器回収について」 ご説明します。

#### 1 経過について

使用済み小型電子機器等(以下「小型家電」という。)には、有用金属が多く含まれていることから、都市鉱山ともいわれており、リサイクルが積極的に行われている大型家電、自動車、蓄電池、コピー機等と異なり、全国の市町村が廃棄物として処理していたことから十分な資源回収がされず、埋め立て処分されていた経緯があります。

このようなことを背景に、平成25年4月から「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下、「小型家電リサイクル法」という。)が施行されました。

幕別町では法施行される前の平成23年度よりごみ減量化対策として、小型家電の希少金属類の再生利用を目的として回収を行ってきました。

#### 2 回収実績について

表に回収量実績を示しております。平成23年度の年間回収量190kgから令和元年度で10,620kgまで回収量が増えたところであります。

小型家電の回収にあたっては、小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者に引き渡しすることとされており、現在、幕別町では帯広の認定事業者と契約を取り交わし、小型家電リサイクル制度対象品目28品目全てを回収している状況であります。回収した小型家電は1キログラムあたり1円で売却しており、運搬に要する費用も認定事業者負担にて実施していることから、令和元年度で1万620円の売却収益となっております。

#### 3 回収品目の見直しについて

近年、働き方改革などにより認定事業者における人材の確保や人件費の高騰、資源化物価格の下落等により事業の採算性が取れず、次年度以降は処理に要する費用として1キログラムあたり20円の費用負担と運搬費の負担が発生することとなりました。

このことによる影響額として、令和元年度ベースで試算すると、処理費約20万円、運搬費約10万円となります。

このことから、令和3年度より、これまで回収していた制度対象品目となる28品目から、国が特にリサイクルすべき品目として指定している特定対象品目16品目に回収品目を縮小し、処理料金と運搬費の軽減を図りつつ今後も小型家電リサイクルの回収を継続していくものであります。



なお、現行で回収している制度対象 28 品目については、次の 7 頁と 8 頁上段に記載しており、特定対象 16 品目については 8 頁下段に記載しております

6 頁にお戻り頂きまして、下段の米印に記載しておりますが、特定対象品目 16 品目とは、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルすべき品目として、国が「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」において指定するもので、市町村・消費者が認定事業者  
に処理料金を支払わなくても済む範囲で、できるだけ多くの品目をリサイクルすることが制度上望ましいことから、標準的な品目群として指定したものとなっております。  
報告第 4 号の説明は以上であります。

矢野会長        ただいま、事務局から報告第 4 号についての説明がありました。  
これに関して皆さんからご質問等はございますか。

(質疑なし)

矢野会長        質問がなければ、次に報告第 5 号について事務局より説明をお願いします。  
(資料に基づき説明 報告 5)

報告第 5 号 「指定ごみ袋のレジ袋代用利用について」 ご説明します。

資料 3 をご覧ください。

本年 7 月 1 日から容器包装リサイクル法の関係省令の改正に伴い、レジ袋の有料化が義務付けされました。

このことは、海洋プラスチック問題をはじめとする地球温暖化など地球環境対策に向けた施策の一つで、プラスチック製買い物袋の有料化を通じて、マイバッグの持参などを促して消費者の意識を高めることが目的となっております。

これにより有料レジ袋を購入する方は以前より減少傾向になったものの、依然として需要がなくなることが無く、プラスチックごみの削減に向けた課題として残っていると考えております。

今回はこうしたレジ袋をお求めになる方、マイバッグを持ち合わせていない方など向けに、指定ごみ袋の代用利用をできるように、レジ袋として使用できるデザインのごみ袋を製作しプラスチックごみの削減に繋げるという考えであります。

製作する袋は可燃ごみ用の 5 リッターと 10 リッターの 2 種類で、ご利用の流れのイメージはご覧のとおり、通常のレジ袋と同じお求め方を考えており、各店舗のレジにて購入して頂き、ご自宅までは「レジ袋」として、ご自宅に帰ったら「指定ごみ袋」としてご利用頂くものです。

この代用レジ袋の製作にあたっては、デザインにパオ君のシンボルマークをいれてあることから、商品名を「パオ袋」として愛着を持ってご利用をして頂きたいと考えております。現在、袋の製作中であり早ければ年明けの 1 月から、販売が開始できる見込みとなっております。

報告第 5 号の説明は以上であります。

矢野会長 ただいま、事務局から報告第5号についての説明がありました。  
これに関して皆さんからご質問等はございますか。

笹井委員

この袋は事業者が購入しなければならないのか。

事務局

お店でのばら売りをイメージしており、事業者小売店の方は通常のごみ袋の発注と同じく役場に、燃やせるごみ袋5Lが何セット、10Lが何セットと同じく、パオ袋の5Lが何セットと発注いただく事になる。

矢野会長

ほかに質問がなければ、次に進んでよろしいでしょうか。

続きまして、次第の3、議事に入りますが、今回諮問頂いた事項について、慎重に審議を  
してまいりたいと考えておりますので、本日の会議では諮問事項の説明と質疑までとし、  
意見をまとめるのは次回の会議としたいと思っておりますがいかがでしょうか？ よろしいで  
しょうか。

それでは、諮問第1号について事務局より説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

「諮問第1号 一般廃棄物手数料の見直し(案)について」説明をいたします。  
議案書9頁をお開きください。

一般廃棄物の処理手数料を次のとおり見直すものであります。

はじめに、現行の①燃やせるごみと燃やせないごみの手数料については、管内市町村の手  
数料の平均値2.9円とほぼ変わらないことから1リッター3円を据置くこととしておりま  
す。

②大型ごみの手数料については、細分化された重量制の料金設定を個数制に見直し、1  
点あたり200円に設定したものであります。

新旧対照表をご覧ください。現行では排出する大型ごみの重量によって100円から600  
円まで区分設定されておりましたが、家庭で重量を計測することが難しいことなどから、  
個数制の1点あたり200円に統一するものであります。

なお、手数料の改定には条例の改正が伴うことから、本審議会でご検討頂き承認後の令  
和3年第1回幕別町議会定例会に条例改定の提案を行う予定であります。施行については、  
1年後の令和4年4月1日からとする予定であります。

次に、ごみ有料化導入時のごみ処理手数料の考え方について、ご説明します。

ごみ処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で市町村の責務とされてお  
り、過去には無料で処理をしておりました。

しかしながら、ごみの排出抑制や再生利用の推進等ごみの減量化の促進のため、平成16  
年10月からごみ処理の有料化をスタートし16年が経過し、令和4年4月には忠類地域が  
十勝圏複合事務組合に移行を予定しております。

当時の料金設定にあたっては、高額に設定すると不法投棄や不適切な排出を誘発する恐れも鑑み、近隣市町村の料金を参酌した料金設定となっております。

このことは、当時の廃棄物減量等推進審議会からの意見において「収集運搬、処理施設、最終処分場など、排出されたごみを適正に処理するために要する費用の一部を町民が負担することも必要」とされ、その料金については、「家庭系ごみの収集運搬に要する経費以内とし、近隣市町村の料金を参酌しながら設定すべきである。」との答申を受け手数料設定の基本的な考え方となっております。

資料4-1をご覧ください。

1. ごみ処理手数料として、ごみ袋料金の検証結果をご説明します。

受益者負担率については、「ごみの収集・運搬委託料の総額」に対する「ごみ処理手数料収入の総額」の割合を示したもので、平成16年度から令和元年度までの推移を表とグラフにまとめたものです。

有料化後の平成17年度の負担率が64.0%に対し、変動しながらも令和元年度で54.3%まで減少し最も低い負担率となっております。

負担率の低下要因として、ごみの収集運搬委託にかかる経費が、ごみの排出量が減った場合でも、収集車は毎日決まったルートを走るため経費が削減されることがないため、ごみの減量化が進むほど手数料収入が下がり負担率の低下を招く結果となっております。

さらに、グラフをご覧くださいの。×印の折れ線グラフでわかるとおり、平成26年を境に委託料に占める労務単価の上昇も起因しており、固定経費が大きくなることにより負担率が引き下がっております。

これらのことから、負担率については下がっておりますが、過去に当審議会でご答申された「家庭系ごみの収集運搬に要する経費以内」を遵守しながら、従前から均衡を図ってきた近隣3市町（帯広、音更、芽室）の手数料を参酌し判断することが適正であるという考えであります。

資料4-3をご覧ください。管内各市町村のごみ袋料金についてまとめた一覧でございます。

表の一番右端下段の平均単価をご覧ください。1リットルあたりのごみ袋料金の管内平均は2.9261円であり、近隣1市2町でも3円/ℓがベースとなっており、今後の改定見込みもないことを確認しているところであります。

資料4-1の1頁にお戻りください。以上ご説明した点を鑑み、最下段になりますが、ごみ袋料金については、当面現行料金の3円/ℓに据え置きが妥当と考えます。

次の頁をお開きください。

(1)大型ごみ手数料の検証についてです。

現行の大型ごみの収集にあたっては、2ヶ月に一度の偶数月に収集運搬しており、電話申込において排出量の大枠を把握し収集業者によって回収の計画をたてております。

手数料については、重量制で同一種類単位の重量により手数料がきまり、10kgまでが100円、30kgまでで200円、50kgまでで400円、100kgまでで600円となっております。

(2)受益者負担率については、「大型ごみの収集・運搬委託料の総額」に対する「大型ごみ処理手数料収入の総額」の割合を求めると、令和元年度で家庭ごみの負担率54.3%に対し大型ごみの負担率は21.5%。折れ線グラフで比較すると×印の折れ線グラフが家庭系可燃ごみと不燃ごみの負担率で、○印の折れ線グラフが大型ごみの負担率となっております。

大型ごみの負担率は、各年度においても全て低い負担率となっており、負担率の均衡を図るうえで、大型ごみ処理手数料の見直しが必要であると考えております。

また、現行の大型ごみの受付から収集に至る過程で多くの課題があり、制度の見直しも必要と考えているところであります。

課題の1点目として、手数料の把握が不明確であること。

これは、大型ごみの重量を家庭で計測することが困難な場合が多く、処理券の不足の場合、後日、処理券を役場又は札内支所に持参して頂くこととなるため、住民負担が増える結果となっております。

3頁になりますが、2点目として、不燃ごみのごみ袋単価（手数料）との料金設定の整合がとれていないことがあります。

不燃ごみの料金単価は、ごみの質量に対する料金設定で1ℓあたり3円に対し、大型ごみの料金設定は、ごみの重量に対する料金設定で10kgまで100円となっております。

このことにより、40ℓの不燃ごみの料金120円より、大型ごみの10kg以下の処理料金100円の方が安価となり、40リットルのごみ袋に入る不燃ごみであっても、大型ごみとして排出されるケースがあります。

3点目として、くりりんセンターの受入料金との逆転現象があります。

くりりんセンターの持ち込み料金は10kgあたり170円であり、大型ごみ処理として排出する方が安い結果となっております。

4点目として、収集運搬の作業体制についてであります。

現在の100kgまでの受入可能としておりますが、50kgを超える場合現行の委託業務の収集体制では対応が難しく、作業員を増員しなければ車両への積み込みが困難な状況となっております。

資料4-4をご覧ください。

管内の大型ごみの料金一覧でございます。大部分が個数制での料金設定で、近隣では帯広市で1点600円、芽室町で1点100円～500円と品目によって料金設定を分けております。

資料4-1、3頁にお戻りください。中段になりますが、

これらの課題を解消するための改正案として、手数料の単位を重量制から個数制とし、トラックへの積み込みが可能な重量50kg以内に変更とします。

料金の設定にあたっては、家庭ごみの受益者負担率と同率の 56.4%になるよう手数料を導き出すと、1 個あたり 2 6 8 円になったところであります。

次の頁をご覧ください。

大型ごみの回収対象と料金についての新旧対照表でございます。

左が現行制度で右が改正案となります。対象については、重量のみ 1 0 0 k g 以下から 5 0 k g 以下に、料金については、重量制から個数制とし、1 点あたり 2 0 0 円として設定したところであります。

中段と下段の囲み枠には、現在の条例と規則の抜粋を掲載しております。

諮問第 1 号についての説明は以上です。

矢野会長 説明が終わりましたので、諮問第 1 号一般廃棄物の処理手数料の見直しについて質疑をお受けします。

笹井委員

現在在庫している大型ごみの 1 0 0 円の処理券の使用期間の経過措置のようなものは設定するのか。

事務局

現在在庫している処理券も、2 枚貼って頂きそのままお使いできるように考えている。

矢野会長

ほかにご質問のある方いらっしゃいますか。ないようですので、諮問第 1 号の質疑を以上で終わらせていただきます。

続きまして、諮問第 2 号について事務局より説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

「諮問第 2 号 第 3 期幕別町生活排水処理基本計画 (案) について」説明をいたします。  
はじめに

生活排水処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画の一つで、1 0 年～15 年後を目標年次として策定される長期計画となっております。

1. 計画区域内人口と生活排水処理率ですが、第 3 期計画は、令和 2 年を目標年次とした幕別町生活排水処理基本計画の見直しで、令和元年度末を基準に 15 年後の令和 16 年度を目標とし、生活排水処理率 97.7%を目標値として定めております。

資料 5 の別冊第 3 期幕別町生活排水処理基本計画 (案) をご覧いただきたいと思っております。5 頁をお開きください。

幕別町においては、幕別・札内の市街地における下水道、忠類市街地における農業集落排水処理、そして郊外区域における合併浄化槽により生活排水処理を行っております。

平成 1 8 年度の欄の最下段をご覧ください。平成 1 8 年度は生活排水処理率が 87.4%でしたが、次の頁令和元年度には 94.3%となっております。

この令和元年度を基準年次とし、15年後の令和16年度を目標年次として計画を定めるものであります。

14頁をお開きください。

生活排水処理の目標が表となっております。令和16年度の人口は幕別町人口ビジョンの推計値で24,412人と推計しております。以下基準年次より令和16年度の目標値が記され、生活排水処理率、97.7%を目指すものであります。

16頁をお開きください。

汚水の処理方式で複数の住宅からの汚水を管渠で集めて処理する「集合処理方式」と個々の住宅の汚水を個別に処理する「個別処理方式」があります。

集合処理につきましては、幕別・札内市街地における下水道区域と忠類市街地における農業集落排水下水道がこれにあたります。

集合処理区域内の生活排水処理率は令和元年度で98.9%とであり、今後未接続者にたいし接続を推進し、目標年次までに生活排水処理率100%を目指す計画となっております。

個別処理区域内の生活排水処理率は令和元年度で63.8%であり、今後生活雑排水処理の必要性を訴え合併処理浄化槽の設置について啓発をし、生活排水処理率80.2%を目指す計画としております。

これらの区域集合処理区域と個別処理区域を合わせた生活排水処理率が14頁にお戻りいただき、目標年次において97.7%に定めたところであります。

議案書10頁にお戻りください。

2. パブリックコメント意見の募集についてです。

ただ今ご説明した、第3期幕別町生活排水処理基本計画（案）につきましては、このあと、幕別町パブリックコメント手続き実施要綱第3条に基づき、12月1日から翌年1月4日までの35日間、町民の皆さまからの意見を募集する予定となっております。

諮問第2号については以上であります。

矢野会長 説明が終わりましたので、諮問第2号 第3期幕別町生活排水処理基本計画（案）についての質疑をお受けします。

（質疑なし）

矢野会長 ありませんか。なければ諮問第2号の質疑を以上で終わらせていただきます。

ただ今、諮問1号と2号について、説明と質疑をお受け致しましたが、慎重に審議をするため、資料をご自宅にお持ち帰りご検討をしていただきたいと思います。

なお、諮問第2号はこのあとパブリックコメントを行うため、意見の募集が終わる来年1月4日以降に審議会を開催し、寄せられた意見を参考に、再度、皆様と答申内容について協議したいと思いますので宜しくお願い致します。

矢野会長 続きまして、次第の4その他です

委員の皆さま、全体をとおして何かございませんでしょうか？

(なし)

無ければ事務局の方から何かございますか？

事務局

次回の審議会開催日程につきましては、先ほどご説明しました第3期幕別町生活排水処理基本計画(案)のパブリックコメントが終了する1月4日以降に予定しており、委員の皆さまの日程調整を図り、後日、文章でご連絡致しますので宜しくお願い致します。

以上です。

矢野会長 最後に、全体を通して質疑があればお受けいたします。

(なし)

矢野会長 ないようですので、それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。

長時間に渡り、ご苦勞様でした。 15:45了